

持続化補助金【一般型】新旧対照表

No	貢	第12版：9月3日	第13版：10月13日
1	表紙	<p>第6回受付締切：2021年10月1日(金) [郵送：締切日当日消印有効]</p> <p>◇事業再開枠および特例事業者の上限引上げは、第4回締切までで終了いたしました。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>
2	P2	第6回：2021年10月1日(金)	削除
3	P.3	<p>※なお、今回の公募にあたっては、上記(注5、注6)の補助上限額引き上げ措置のほか、以下の(1)～(6)の事業者についても重点的な支援を図ります。</p> <p>(1)賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者</p>	<p>※なお、今回の公募にあたっては、上記(注5、注6)の補助上限額引き上げ措置のほか、「賃金引上げ枠」として新たな枠を設け優先的に採択を行います。(賃金引上げが実施できていない場合は、原則補助金を全額返還していただきます。)また、以下の(1)～(5)の事業者についても重点的な支援を図ります。</p> <p>削除</p> <p>追記 ※賃上げ加点は第6回締切までで終了しました。</p>

		<p>※新型コロナウイルス感染症加点は、第2回締切までで終了いたしました。</p> <p>※地域未来牽引企業等加点は第4回締切までで終了いたしました。</p> <p>※事業再開枠および特例事業者の上限引上げは、第4回締切までで終了いたしました。</p>	削除
4	P. 4	また、支出行為は、銀行振込方式が大原則です	また、支払い行為は、銀行振込方式にしてください
5	P. 5		<p>追記</p> <p>なお、「賃金引上げ枠」において申請した事業者は、補助事業完了1年後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出がない場合、または事業完了から1年後において「給与支給総額増加」若しくは「事業場内最低賃金引上げ」が実施できていない場合は、原則、補助金全額返還となりますので、ご理解の上、申請してください。</p>
6	P. 11	<p><上記において「該当しない」を選択した事業者が対象></p> <p>株主名簿の提出又は、出資者と出資比率を記載してください。(記載例：出資者の名称〇〇、出資比率▲▲%)</p> <p>※注・出資者については、株式を保有する方の全員(全社)</p>	<p><上記において「該当しない」を選択した事業者が対象></p> <p>出資者の名称と出資比率および出資者の資本金を記載してください。(記載例：出資者の名称〇〇、出資比率▲▲%、出資者の資本金■●円)</p> <p>※注・出資者が複数いる場合</p>

		分の名称および出資比率をご記載ください。	は、代表者1名分のみご記載ください。 ※注・株式会社・有限会社以外の法人の場合（合名会社、企業組合・協業組合等）は以下の通り記載ください。 出資者の名称：該当しません、 出資者の資本金：0、 出資比率：0 追記 出資者の資本金（円）（※）
7	P. 12 賃金引上げ枠 追加		項目追加 公募要領 P. 53 の「賃金引上げ枠」に係る記載内容を確認した上で、「賃金引上げ枠」での申請を希望するか否か。 注・補助事業終了から1年後に提出が必要な「事業効果および賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出がない場合、又は補助事業終了から1年後において賃金引上げが実施できていない場合は、原則、補助金を全額返還していただきます。
8	P. 13 政策加点項目	1. 賃上げ加点	項目削除
9	P. 18	<上記において「該当しない」と選択した事業者が対象>	<上記において「該当しない」を選択した事業者が対象>

		<p>株主名簿の提出又は、出資者と出資比率を記載してください。(記載例：出資者の名称〇〇、出資比率▲▲%)</p> <p>※注・出資者については、株式を保有する方の全員(全社)分の名称および出資比率をご記載ください。</p>	<p>出資者の名称と出資比率および出資者の資本金を記載してください。(記載例：出資者の名称〇〇、出資比率▲▲%、出資者の資本金■●円)</p> <p>※注・出資者が複数いる場合は、代表者1名分のみご記載ください。</p> <p>※注・株式会社・有限会社以外の法人の場合(合名会社、企業組合・協業組合等)は以下の通り記載ください。</p> <p>出資者の名称：該当しません、出資者の資本金：0、出資比率：0</p> <p>追記 出資者の資本金(円)(※)</p>
10	P.19 賃金引上げ枠 追加		<p>体系変更</p> <p>公募要領P.53の「賃金引上げ枠」に係る記載内容を確認した上で、「賃金引上げ枠」での申請を希望するか否か。</p> <p>注1・補助事業終了1年後に提出が必要な「事業効果および賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出がない場合、又は補助事業終了から1年後において賃金引上げが実施できていない場合は、原則、補助金を全額返還していただきます。</p> <p>注2・すべての参画事業者が</p>

			賃金引上げを表明していることが必要です。
1 1	P. 20 政策加点項目	1. 賃上げ加点	項目削除
1 2	P. 26		追記 3. 賃金引上げ枠の注意事項説明 □賃金引上げ枠での申請者に対して、補助事業完了1年後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出がない場合、または事業完了1年後において給与支給総額の増加若しくは事業場内最低賃金の増加が実施できなかった場合、原則として補助金全額返還になることについて事業者の説明の上、理解を得た。
1 3	P. 38	新品購入の場合は単価100万円（税込）超の場合のみ複数見積りが必要ですが、中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、複数見積りが必要です。	新品購入の場合は1件あたり100万円（税込）超の場合のみ複数見積りが必要ですが、中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、複数見積りが必要です。
1 4	P. 39 ①機械装置等費	自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分	自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分

		<p>に該当するものを除く)、自転車・文房具等の事務用品等の消耗品代・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア（これらの支出は全て汎用性が高いものとして対象外となります。）、(目的・用途に関わらず)既に導入しているソフトウェアの更新料、(ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可)、単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用(設備処分費に該当するものを除く)、船舶、動植物</p>	<p>に該当するものを除く)、自転車・文房具等の事務用品等の消耗品代・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ(これらの支出は全て汎用性が高く目的外使用になりえるものとして対象外となります。)、(目的・用途に関わらず)既に導入しているソフトウェアの更新料、(ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可)、単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等、古い機械装置等の撤去・廃棄費用(設備処分費に該当するものを除く)、船舶、動植物</p>
15	P.41 ④旅費		<p>追記 レンタカー代、高速道路通行料、</p> <p>追記 GoTo トラベル等の国の助成制度を利用して支払われた経</p>

			費
1 6	P. 43 ⑨専門家謝金		追記 ・実績報告の際に、専門家の指導を受けた事が分かる書類が必要になります。(例えば、指導を受けた際のレジュメ、指導を受けている状況の写真等)。
1 7	P. 43 ⑪設備処分費	・申請時における「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、補助対象経費総額の1/2を上限とします。	・申請時における「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、補助対象経費総額の1/2を上限(設備処分費以外の補助対象経費合計額を超えない)とします。
1 8	P44 ⑫委託費		追記 ・実績報告の際に成果物が分かる資料の提出が必要になります。特にコンサルティングを受けた場合、成果物が分かる資料が不足していることが多々ありますので、コンサルティング内容の実施報告書など実施内容が確認できる資料を提出してください。
1 9	P. 48	第6回受付締切：2021年10月1日(金) [郵送：締切日当日消印有効] 注：補助上限額引き上げ措置の適用や、採択審査時の政策	削除 注：補助上限額引き上げ措置の適用や、採択審査時の政策

		<p>加点付与を希望される場合は、以下の【2.】も併せてよくご覧ください。</p>	<p>加点付与を希望される場合は、以下の【2.】を、「賃金引上げ枠」での申請を希望される場合は以下の【3.】も併せてよくご覧ください。</p>
20	P. 49	<p><採択審査時に「賃上げ加点」の付与を希望する事業者></p>	項目削除
21	P. 53～		<p>項目追加</p> <p>【3. 本事業で「賃金引上げ枠」での申請を希望される場合の追加事項】</p>
22	<p>P. 58</p> <p>II. 加点審査</p>	<p>* 2 (1) 次の①～④いずれかの賃上げ関係の計画を有し、従業員に表明している事業者</p> <p>① 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で1%以上増加させる計画）</p> <p>② 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で3.0%以上増加させる計画（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で2%以上増加させる計画）</p> <p>③ 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内</p>	削除

		<p>で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする計画</p> <p>④ 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画</p>	<p>追記</p> <p>*3 本事業で「賃金引上げ枠」での申請を希望される事業者については、採択審査時に、政策的観点から優先的に採択します。</p>
23	P.58	<p>第3回受付締切分</p> <p>事業実施期間:交付決定日から実施期限(2021年7月31日(土))まで</p> <p>補助事業実績報告書提出期限:2021年8月10日(火)</p>	削除
24	P.60		<p>追記</p> <p>「賃金引上げ枠」で申請した事業者については、併せて、本補助金申請時点や本報告時点における証拠書類(賃金台帳の写し等)を提出してください。</p>
25	P66	第6回受付締切	<p>項目削除</p> <p>【採択を受けた補助金】</p> <p>令和2年度補正予算小規模事</p>

			業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠> ※第1回～第6回に追記
26	P68	採択審査時に「賃上げ加点」の付与を希望する事業者の場合	項目削除
27	P69 個人事業主の場合	※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出	削除
28	P70		項目追加 「賃金引上げ枠」での申請を希望する事業者の場合
29	P76	(1)「特定創業支援等事業」の対象期間 (2)「基準日」等の公募要領読み替え表	第5回、第6回を削除 第5回、第6回を削除